

## 台湾商標法の改正要点について

台湾国際専利法律事務所  
法律部・日本商標部\*

**抄録** 国内外企業の進出、発展や、グローバル化、取引形態の変化、知的財産権の重要性に対する認識の高まりに伴い、2003年11月28日施行の現行台湾商標法では若干規定が不十分で疑義が存在しているため、それを解消すべく、この度、商標法の改正が行われました。本稿では、その改正要点についてQ&A形式で説明いたします。

**Q 1** 今回の商標法の改正にはどのような背景がありますか？

**A 1** 今回の改正は、シンガポール条約及び国際規範との調和、産業界のニーズ・企業発展、商標審査制度の適正化及び商標権保護の強化を図る目的でなされました。改正法は総統令により2011年6月29日付の総統府公報に公布されていますが、多数の条文が大幅に修正、削除又は追加されたので、その施行日は関連法、措置等の改正が完了した後、行政院（日本内閣に相当）により別途公告されます。

**Q 2** 改正後の保護対象はどのようなものですか？

**A 2** 改正後の商標法には商標権のみならず、証明標章権、団体標章権及び団体商標権も含まれ、保護の客体が明確にされます。登録できる商標の形態もシンガポール条約に対応して拡大し、開放式の規定を採用しています。現行の文字、図形、記号、色彩、音、立体形状に加え、動き（motion marks）、ホログラム（hologram marks）等、又はこれらの組み合わせにつき、関連消費者に商品または役務の出所を認識させ、且つ他人の商品役務と区別できる

識別性を有すれば、商標権の取得ができると改正しました。

尚、匂い（Scent mark）は改正法の保護対象から除外されています。

**Q 3** 商標見本の変更、出願書類の書誌的事項の訂正は可能ですか？

**A 3** 原則として出願後の変更は認められませんが、商標見本については、実質的な変更該当しない場合（出願時の商標見本にある説明文字等の削除が、消費者に与えるイメージ又は商品出所の主要識別部分が、元の商標態様と比べて変わらない場合）に、その変更が認められます。指定商品・役務については、範囲を縮減する場合は受理されます。

又、商標の同一性に影響を与えず、指定商品・役務の範囲を拡大しない条件下で出願人の氏名、名称や住所、文字用語の誤り、又はその他明らかな誤りを訂正するのは可能です。

尚、登録後、権利者の名称、住所、代理人又はその他の登録事項が変更となる場合は、特許庁に変更を申請しなければならないことも改正

\* TIPLA Attorneys-at-Law, Legal Department & Trademark Department (Japan)

法に明記されました。

**Q 4** 展示会への出展による優先権の主張が可能でしょうか？

**A 4** はい。ただし、その博覧会は台湾政府が主催又は認可する国際的なものである必要があります。又、商標の登録出願は出展日から6ヶ月以内に提出する必要があり、出展日が出願日とみなされますが、出展日が改正法の施行日より早い場合は、同法の施行日が出願日となります。

**Q 5** 商標併存登録の同意書の取り扱いは、どのように変更されましたか？

**A 5** 現行法では同一・類似の指定商品において先行商標と同一・類似の後願商標は、先行商標の権利者の併存同意書の提出があれば登録できると定めていましたが、改正法では、併存が消費者の利益に影響を与え、又は商品の出所を指す商標の機能を失い、明らかに著しく不当な事情があるものは登録できない旨の規定が追加されました。

**Q 6** 新設される使用許諾制度は、どんな形態がありますか？

**A 6** シンガポール条約施行細則第1条の規定を参考にしたうえ、実務上行われている使用許諾の形式に対応するように、改正後は、使用権を専用使用権及び非専用（通常）使用権の2つの形式に分けました。専用使用権者はその許諾範囲内で商標権者及び第三者の使用を排除することができ、自らの名義で権利行使ができる他、他人に使用権を再許諾することも可能です。尚、各種使用権の登録は第三者対抗要件であるため、専用使用権が登録される前に登録された非専用（通常）使用権は、それに影響されません。

**Q 7** 改正法ではどのような行為が商標の使用行為に該当しますか？

**A 7** 商標の使用とは、販売目的で、商標を付し、関連消費者に該商標が付された商品の出所を認識させることですが、改正法では、商標の商品や包装への使用、それらの所持・展示・販売・輸出入、役務と関連する物品（例えば看板、制服、食器等）への商標の使用の他、関連取引文書や広告・看板、新聞・雑誌等への使用及びデジタルマルチメディア、電子メディア、インターネット又はその他の媒介物方式で前記行為を行う場合も商標の使用に該当することが明文化されました。ここでのインターネットにおける商標の使用とは、台湾向けの販売を目的とするもの（例えばウェブサイトのトップレベルドメインが「.tw」）を指します。

尚、上述のように輸出入が商標の使用とみなされるので、単なる委託加工（OEM）を代行する輸出目的の使用行為も商標の使用に属します。

**Q 8** 他人の登録商標を取消そうとする場合、使用証拠の提出義務がありますか？

**A 8** 台湾商標法では登録主義を採用していますが、商標登録後、実際の消費市場で継続的に使用されている必要があります。未使用の先行登録商標が他人の登録商標を排除する不合理の発生を避けるために、先行類似登録商標の存在を根拠として、無効審判・取消審判を請求する場合、当該根拠登録商標が登録後3年を経過している際に、請求者は請求日前3年間の使用証拠を提出する義務があります。提出する使用証拠は商取引の一般慣習に適合するものである必要があります。

尚、異議申立の場合は利害関係がない第三者も申し立てできます。申立人は必ずしも商標権者ではないため、この限りではありません。

**Q 9** 期間の計算についてはどのような改正が行われたのでしょうか？

**A 9** 改正法では、特許法の規定に合わせて、期間の計算にはその最初の日を計算に入れなかったことを決めました。但し、登録商標の存続期間（10年）、防護商標制度の廃止に伴い通常の商標に変更された商標に対する3年不使用の取消審判請求の起算日及び改正法第75条第4項の差止め申請通知にかかる期間の計算は、この限りでなく、当日から起算します。

尚、異議申立期間の起算日も登録公告日の翌日に改正されました。

**Q 10** 新設された商標登録表示に係る規定はどのような規定でしょうか？

**A 10** 第三者に商標権侵害の注意を促し権利保護の目的を達することができるということで、登録商標を使用する際に、®マーク又は「登録商標」と附記することができるように規定しています。

**Q 11** 商標権侵害行為の成立には、侵害行為者の主観上の故意もしくは過失が必要ですか？

**A 11** 現行法では、商標権が侵害を受けた時、商標権者は損害賠償請求権及び侵害排除及び防止請求権という二種の民事請求権を有すると規定しているのみで、その請求権行使において、侵害行為者の主観上の故意もしくは過失が必要であるとは明確に記載していませんでした。しかし、実務上、ある判決では、商標法の立法目的は商標権者を保護することなので、商標権侵害行為も「他人保護の法律に違反し、他人に損害を生じさせた」行為であると認め、民法第184条第2項の規定により、侵害行為者が、その行為について無過失を証明できる場合を除き、賠償責任を負うと判断されています。

改正法では、上記のような法律適用上の疑義

を解消し、侵害行為者の主観上の故意もしくは過失が損害賠償請求権の構成要件の一であると明確に定めています。なお、侵害排除及び防止については、商標権が客観的に侵害されていれば、直ちに請求することができ、侵害行為者の主観要件を論じる必要はありません。

**Q 12** 他人の著名な商標もしくは当該著名商標を構成する文字を社名にしてもよいですか？

**A 12** 著名商標を保護する為、現行法第62条第1号は、他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用したり、又は当該著名商標中の文字を社名、商号、ドメインネーム又はその他営業主体を表示する出所の標識として、著名商標の識別性又は信用・名声を毀損させた時、商標権侵害行為とみなすと規定しています。しかし、識別性又は信用・名声の実際の毀損は通常証明が難しいので、改正法では、アメリカ商標法第43条に倣い、著名商標の識別性又は信用・名声を毀損させる「虞（おそれ）」さえあれば、直ちに著名商標の擬制侵害を構成するものとし、著名商標の保護を強化しました。尚、ここで言う商標中の文字とは中国語に限らず、著名商標を構成する外国語を自社が使用する言語に字訳しても適用されます。

また、現行法第62条第2号では、もし他人の「登録商標」であることを明らかに知りながら、商標権者の同意を得ずに、当該商標中の文字を社名、商号、ドメインネーム又はその他営業主体を表示する出所の標識として、当該商標の商品又は役務に関連する消費者に誤認混同を生じさせた時、商標権侵害とみなすと規定していましたが、この規定は過度に登録商標を保護していることから実務上で権利濫用の問題が生じた為、改正法では削除されました。

**Q 13** 商標権を侵害する準備、加工もしくは補助行為も、商標権侵害行為に該当するのですか？

**A 13** 改正法は商標権侵害の準備、加工もしくは補助行為も途絶すべきだとして、改正法第68条の商標権侵害の「虞（おそれ）」があることを明らかに知りながら、まだ商品もしくは役務と結合させていないラベル、タグ、包装容器もしくは役務と関連のある物品を製造、所持、陳列、販売、輸出もしくは輸入する行為も、商標権侵害行為とみなすと規定しています。その際、「侵害の虞」があることを明らかに知っていれば十分であり、商標権侵害の事実があることを明らかに知っていることは要件としていません。また、商標権侵害者が自ら行う準備行為も、本条規定に該当します。

**Q 14** 使用許諾料相当額を商標権侵害の損害賠償額とすることはできるのでしょうか？

**A 14** はい。「民事訴訟事件処理における注意事項」第87点の規定を参酌して、商標権者が他人に使用許諾をして受領できるはずの使用許諾料相当額をその損害額とすることができるという規定が改正法では新設されています。

**Q 15** 小売価格に倍数をかけて損害賠償額を計算する方法について、改正法ではどのように修正していますか？

**A 15** 現行法第63条第1項第3号では、商標権者は商標権商品の小売価格の500倍から1,500倍でその損害額を計算することができますと規定しています。しかし、一部のブランド商品の小売価格が高額である為、業者が模倣

品1点を販売しただけで、商標権者から巨額の損害賠償を請求されるといったことがあったため、この不公平な事態を改善すべく、改正法では最低損害額である「500」倍を削除する修正をしています。但し、押収商品が1,500点を超える場合は、その総価額で賠償金額を定めます。

**Q 16** 商標権侵害の刑事処罰について改正はありますか？

**A 16** 商標法刑事処罰においては主に以下の三点が改正されました。

① 商標法の刑事処罰の対象には、単純購入の消費行為が含まれていませんので、条文中に「販売の目的の為」等の語句を追加して、適用範囲を限縮しています。

② 証明標章はそれ自体が一般大衆が信頼できると期待するものであり、消費者保護機能を有しているため、それが侵害を受けた時に一般大衆が被る損害も一般商標権より甚大なものとなります。そこで、改正法では特別に証明標章侵害の刑罰規定を新設しています。証明標章侵害の虞を明らかに知りながら、他人の登録証明標章と同一もしくは類似するラベル、包装容器もしくはその他物品を販売もしくは販売を意図した製造、所持、陳列した者は、いずれも証明標章侵害罪と同じく処罰されます。

③ 電子ビジネス及びインターネットが発達した経済発展情勢に対応する為、改正法では権利侵害商品と明らかに知りながら電子メディアもしくはインターネットを通じて販売する行為や、販売を意図した行為をすることも、商標権もしくは証明標章を侵害する行為であるとの記載を追加しています。

(原稿受領日 2011年10月14日)